

# 飲料用自動販売機設置者募集要項

## 1 目的

この要綱は、岩国市清掃施設等において、職員及び施設利用者を対象とした飲料用自動販売機を設置するに当たり、その設置事業者を入札により決定するものです。

## 2 自動販売機設置の要件

### (1) 設置場所及び設置台数

岩国市日の出公園（岩国市日の出町 2-74）… 2 台

※別添資料（自動販売機設置場所）のとおり

### (2) 設置事業者数

2 事業者

### (3) 設置の許可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、次のとおり行政財産目的外使用の許可を行うこととなります。また、施設使用料については、岩国市行政財産使用料条例（平成 18 年条例第 97 号）の規定に基づき徴収することとなります。

使用許可面積	設置する自動販売機及び空容器回収箱の 1 箇所ごとの床面 占用面積（1 m <sup>2</sup> 未満端数切り上げ）の総計
設置期限	令和 8 年 4 月 8 日（水）
使用許可期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
使用料（年額）	参考：令和 7 年度は、設置台数 1 台（2 m <sup>2</sup> ）で 29,638 円（年 額）です。 ※固定資産評価額等の変更により使用料は毎年変わります。
電気料	電力量計子メーター設置（事業者負担）による実費徴収
販売手数料	入札書による（入札書に記載されたパーセント）。 計算方法：該当月の販売金額 × 入札書に記載されたパーセン ト（小数点以下は切捨て）

### (4) 設置の条件

- ①販売品は、清涼飲料水や乳飲料（酒類及びその類似品を除く。）を置くこと。また、売り切れ商品がないよう努め、陳列する商品については各施設職員の要望を最大限取り入れること。
- ②自動販売機は、缶・ビン・ペットボトル・紙パックに対応したもので、省電力やノンフロン対応など、環境負荷の低減に十分配慮したものを設置すること。
- ③自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全設置すること。
- ④自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑤設置台数 1 機につき 1 台以上の空容器回収箱を設置し、定期的に回収すること。
- ⑥商品補充及び金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行う

こと。

### 3 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 岩国市内において清涼飲料水の販売を行っている事業者であること。
- (4) 販売について法令等の規定により許認可等を要する場合は、それを取得していること。
- (5) 租税（国税、市税）の滞納がないこと。（写し可、発行日から 3 か月以内）
- (6) 役員等の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する者でないこと。また、役員等が、暴力団又は暴力関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないと認められること。

### 4 入札に参加希望の方

令和 8 年 2 月 20 日（金）までに、入札参加申込書（別添様式）に必要事項を記入の上、会社概要のわかる書類を添えて下記まで提出してください。

### 5 提出書類

- (1) 入札参加申込書（別添様式）
- (2) 会社概要

### 6 書類の提出及び問い合わせ先

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市環境部環境施設課管理班

電話番号 0827(29)5035

# 自動販売機設置許可に関する特記事項

## 1 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 2 使用料及び販売手数料の納付

- (1) 行政財産使用料は、行政財産の使用開始前に使用許可期間に係る総額を、また販売手数料については、毎月前月の売上に係る額を、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに、その指定する場所において納付しなければならない。(ただし、行政財産使用料については、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。)
- (2) 使用料及び販売手数料を納付期限までに納付せず、更に期限を指定した督促を受けてもなお、その指定した期限までに納付しないときは、年 14.6 パーセントの割合で納付期限の翌日から納付した日までの日数によって計算して得た額の延滞金を支払わなければならない。

## 3 設置者の負担する経費

- (1) 自動販売機の設置に関するすべての経費（電力量計子メーターの設置も含む）。ただし、一次側電源工事は市で施工済み。
- (2) 電気料金は、実費徴収とし、別途発行する納入通知書により、本市の指定する期日までに、その指定する場所において納付しなければならない。

## 4 使用上の条件等

### (1) 使用許可

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 171 条第 1 項の規定により、自動販売機設置事業者として選定された者から、行政財産使用許可申請書を受理した後、行政財産の使用許可書を発行する。

### (2) 衛生管理

自動販売機及び空容器回収箱は、常に清潔に保たれるよう適切な管理を行うこと。

### (3) 電気使用量及び販売本数の報告

電気使用料及び販売手数料を算定するために必要な売上状況、使用電力量の分かる報告書を毎月末に環境施設課に提出すること。

### (4) 使用許可終了時

自動販売機設置者は、使用許可期間が満了して引き続き使用しないとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の費用で、市が指定する期日までに、使用許可を受けた財産を現状回復し返還しなければならない。

### (5) 自動販売機設置に係る関係法令及び本募集要項（特記事項含む）並びに行政財産使用許可書、本市庁舎等管理規則に定める事項を遵守すること。

## 5 使用上の制限

- (1) 自動販売機設置場所を改変してはならない。自動販売機の設置方法については、事前に環境施設課担当者と協議を行うこと。
- (2) 自動販売機設置許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

## 6 使用許可の取消し又は変更

次の各項に該当するときは、使用許可を取消し、又は変更することがある。

- (1) 市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 自動販売機設置者が「5 使用上の制限」に記載する各項に違反したとき。
- (3) 自動販売機設置者が応募者の資格を失ったとき。

## 7 損害賠償

自動販売機設置者は、自動販売機の設置等に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

## 8 その他

- (1) 日の出公園は令和8年4月1日から指定管理に移行する計画です。
- (2) 指定管理者が飲料等の販売を実施する可能性があります。
- (3) 令和8年4月頃に、「いこいと学びの交流テラス」の入浴施設が供用開始予定のため、スパ・サンライズの利用者数に影響を与える可能性があります。